

平成 28 年 2 月 15 日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号  
会 社 名 G M O ク ラ ウ ド 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 青 山 満  
(コード番号：3788 東証一部)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 グ ル ー プ C F O 閑 野 倫 有  
(TEL：03-6415-6100)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 15 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 18 日開催予定の第 23 回定時株主総会にて承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、これに伴い同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

- 記 -

### 1. 監査等委員会設置会社への移行

#### (1) 移行の目的

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下、本議案において「改正会社法」という。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。それを踏まえ、当社は、取締役会の監督機能の強化によりコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

#### (2) 移行の時期

平成 28 年 3 月 18 日開催予定の第 23 回定時株主総会において、定款変更議案が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

### 2. 定款一部変更について

#### (1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる取締役等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように

するために、定款の一部を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③ 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">①取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;">②監査役</p> <p style="padding-left: 40px;">③監査役会</p> <p style="padding-left: 40px;">④会計監査人</p> <p>第6条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は <u>12</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">①取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;">②<u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 40px;">③<u>会計監査人</u></p> <p>第6条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は <u>13</u>名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会において選任する。</p> <p>(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 27 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 増員または補欠として選任された取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、在任取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期の残存期間と同一とする。</p> <p><u>(3) 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>(4) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議をもって、取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から、取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>第 25 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 27 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 28 条～第 29 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 30 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(2) 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>第 31 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により取締役会の決議をもって、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができるものとする。</p> <p>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により社外取締役との間に会社法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任に関し、会社法第 425 条第 1 項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができるものとする。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 34 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 35 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が</p>	<p>第 28 条～第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 30 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(2) 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により取締役会の決議をもって、会社法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができるものとする。</p> <p>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に会社法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任に関し、会社法第 425 条第 1 項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができるものとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p><u>第 37 条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前に発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(2) 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 39 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>(2) 前項の議事録は、その原本を本店に 10 年間備え置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 40 条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、  <u>取締役会の決議をもって、監査役（監査役であつたものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができるものとする。</u></p> <p><u>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により社外監査役との間に会社法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任に関し、会社法第 425 条第 1 項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができるものとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 34 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(2) 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p><u>(2) 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p><u>(2) 監査等委員会の議事録は、その原本を本店に 10 年間備え置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第6章 計 算 第 <u>43</u>条～第 <u>46</u>条 (条文省略)</p> <p>附 則  <p style="text-align: center;">(新 設)</p></p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 <u>37</u>条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 計 算 第 <u>38</u>条～第 <u>41</u>条 (現行どおり)</p> <p>附 則 第 <u>4</u>条 <u>当社は、第 23 回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

## (3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成 28 年 3 月 18 日

定款変更の効力発生日

平成 28 年 3 月 18 日

以 上